

公開講演会記録

ドイツ民主主義のジレンマ——

ドイツにおける極右勢力台頭と

イスラエル・パレスチナ問題をめぐって

横浜市立大学国際教養学部教授 山根徹也



はじめに

私はドイツの19世紀あたりの歴史を専門とする歴史学研究者ですが、本日の講演ではあえて、現代のドイツについて焦点を当てた報告をしたいと思えます。ドイツ民主主義のジレンマというテーマで、特にドイツの政治における、右派勢力の伸長と、イスラエル・パレスチナ問題に関するドイツ政治のありかたに注目してお話しさせていただきます。

ドイツは長らく民主主義国家の模範と見なされてきました。世界的に見て、

民主主義がうまく機能している国は決して多くはありませんが、その中でも

ドイツは優等生として見られてきたと思います。しかし、近年の地方選挙の結果からもわかるように、ドイツの民主主義には深刻な危機が訪れています。

ドイツにおける民主主義の危機は、一方ではドイツ国内での右派勢力の躍進という状況、他方では、イスラエル・パレスチナ問題に関するドイツ政府、中道勢力を含むメインストリームの態度と政策という両面で現れていると思います。そこでここでは、この二つの現象を検討したいと思います。

1. 前提としてードイツの民主主義のかたち

まず今日のお話の前提として、現代のドイツ民主主義の制度的な概要や、主要政党について概観します。

現在のドイツ国家の基礎になっているのは、戦後成立した西ドイツであります。第二次世界大戦後での敗戦後、ドイツは占領され、冷戦の中で分裂し、1949年に東西二つのドイツが成立することになりました。ドイツ連邦共和国（西ドイツ）は民主主義国家として出発し、冷戦の中で西側陣営の一員

となりました。1990年の再統一以降も、この政治体制はそのまま維持され、東ドイツを事実上、吸収するかたちで再統一がなされ、現在のドイツ国家となっています。

ドイツの現在の政治体制には、占領期、西ドイツ建国以来の経緯から、二つの特徴があります。第一にそれは終戦までの非民主主義体制の反省を前提とした民主主義国家であるということ、第二に冷戦下の西側のメンバー国家としてスタートし、現在もそうであるということがあります。

このうち第一の特徴に関して言うと、ドイツの民主主義体制においては、終戦前の体制すなわちナチズムの反省という要素が大きな意味を持っています。ナチス体制（1933～1945年）は、独裁のもと侵略戦争を起こし、また、大規模に人権を蹂躪し、多くの人々を圧迫、殺害しました。その中にホロコーストと呼ばれる、ユダヤ人の大量虐殺があります。

戦後の西ドイツは、こうした歴史への反省から民主主義を再構築しました。

国際協調や国際法の尊重は不可欠な要素であり、基本法（ドイツ連邦共和国の憲法）には、日本国憲法などと同様に、民主主義と基本的人権の尊重が明記されています。さらに、そうした人権規定の中で例えば第16条aは、日本国憲法にはない庇護権を規定しており、国外から来る難民がドイツ国家の保護を受ける権利を保障していますが、これもナチズムの反省によるものです。

他方、ドイツ基本法においては、人権と民主主義を守るという理念が、「戦う民主主義」の原則と結びつけられています。これは、基本的な人権としての自由を保障することを基本としつつも、その自由を悪用して民主主義の秩序を破壊しようとする者、勢力に対して制限を加えることを許容するとする原則で、そのような者については言論の自由などの権利を停止することが基本法第18条に明記されており、また、第9条第2項により、憲法秩序に反する結社は禁止されることになっています。

このような規定は、ナチスのような体制が再び成立することを防止するこ

とを目的として設けられたものですが、その適用のしかたによっては過剰に人権を制限することになり、かえって民主主義の原則を傷つけるのではないかという問題があります。

ナチス体制のもとで行われた数々の犯罪の歴史の反省は、憲法に書き込まれているだけではありません。戦後西ドイツでは（東ドイツにおいても）、また現在の統一ドイツにおいても、ホロコーストを初めとするナチズムの過去に誠実に向き合う努力は、政治、司法、教育、マスメディア、市民運動などさまざまなかたちでなされています。ドイツでは、これらを総じて「過去の克服（Vergangenheitsbewältigung）」と呼んでいます。その中で、ホロコーストを導いた反ユダヤ主義を克服することは重要な課題とされています。過去の克服は、ドイツにおいて人権が尊重される社会を築くために不可欠であり、ドイツの民主主義にとって根本的に必要不可欠なものであり、そのことは政治も市民の多くも理解し、そのために努力を続けています。ただ、反ユダ

ヤ主義との闘いという課題が、不合理に拡大解釈される場合には、のちに見るようにいろいろな問題が生じます。

さて、ここで、これからのお話の内容を理解していただくために、ドイツの政治制度と政党の配置を確認しておきましょう。

ドイツは通常の意味で民主主義国家であり、基本法のもとで多党制が前提とされ、市民に平等な参政権を保障されています。言論の自由や結社の自由など、基本的人権としての市民的自由が保障され、当然に原則として政党結成と政党の運動の自由も保障されています。ただし、先ほど述べた「戦う民主主義」原則による一定の制限が課されます。

ドイツで日本の国会にあたるのが、連邦議会です。連邦議会は国民の直接投票で選ばれます。政府の首班である連邦首相は、この議会で選出されます。

また、ドイツは連邦国家であり、連邦を構成する各州が大きな自治権を持っています。州の政治の中心機関になるのが州民の直接投票で選ばれる州議会

であり、州行政の長である州知事は州議会で選出されます。

ドイツの諸政党は、連邦議会で議席がある政党について言えば、左派から右派までいくつかの政党があります。以下、現在、連邦議会に議席を有する政党について、それぞれの立ち位置を整理しておきましょう。

ドイツの中道右派政党としては、保守派のキリスト教民主同盟（CDU）およびその姉妹政党であるキリスト教社会同盟（CSU）があり、また、自由主義を掲げる自由民主党も中道右派としてよいでしょう。

中道左派には、社会民主党（SPD）と緑の党（同盟90／緑の党）があります。中道右派も中道左派も、積極的にNATOの活動に参加するなどドイツを西側の一員として位置づけている点では基本的には共通しています。

中道左派のさらに左に位置する左派には、左翼党があります。また、この左翼党から分離した、左派的要素と右派的な要素をあわせ持つ勢力が、「ザラ・ヴァーゲンクネヒト同盟」という

政党を今年結成して、一部の州議会選挙などで進出を始めています。

極右政党で、連邦議会に議席を有しているのが「ドイツのための選択肢（AfD）」です。

ドイツでは、連邦議会でも州議会でも、実質的には比例代表制の選挙制度が採用されているため、各政党はおおよそ、それぞれの得票率に応じて議席を得ます。

比例代表制のもとでは単独過半数議席を持つ政党は現れにくく、実際に戦後西ドイツと再統一後のドイツでは、そのような政党が存在したことはないため、常に連立政権が形成されています。現在まで、連邦政府はすべて中道の連立政権です。前政権は、保守派のメルケル氏（CDU）が率いる中道右派連立政権でした。現在の政権はSPDを中心に、オラフ・ショルツ氏（SPD）が率い、自由民主党と緑の党も参加する中道左派連立政権です。

2. 右派勢力の台頭と民主主義のジレンマ

こうした諸政党の中で極右勢力であるAfDが現在、台頭していることが問題視されています。この党は、難民、移民の受け入れに反対するほか、内部にネオナチ的な発言をする者がいるなど、「戦う民主主義」原則を持つ憲法のもとでは監視対象ともなっている極右政党です。

しかし、AfDは、2024年10月現在の連邦議会では全736議席中82議席を占め、近年、特に旧東ドイツ地域での伸長は著しいものがあります。本年(2024年)9月の州議会選挙では、テューリンゲン州で32・8割の票を得て第一党となり、ザクセン州、ブランデンブルク州では第一党に迫る勢いの第二党になりました。そのため、これらの州では安定的な州政府の樹立がきわめて困難になっており、10月現在では州の新政府をどのような連立の枠組みで構成するのかが見えない状況です。

AfDの支持拡大の背景には、2015年の難民危機が大きく関係しています。当時、中東地域の紛争によって

多くの難民がドイツに流入しました。メルケル政権は、憲法に規定される庇護権を尊重し、積極的に難民を受け入れる政策を取りました。現政権も当初は難民受け入れに積極的な姿勢を示していました。しかし、この政策に対して一部の国民から反発が起こり、それがAfDの支持基盤を広げる要因の一つとなりました。

また、緑の党が推進する再生可能エネルギーの転換政策に対する不満も、AfDの支持拡大につながっています。特に、エネルギー価格の上昇に対する不安が広がり、電力やガスのコスト増加に対する不満が噴出しました。さらに、ロシアのウクライナ侵攻によって、ドイツ政府がロシアに対して経済制裁を実施した結果、ロシアからのエネルギー供給が減少し、エネルギー価格の高騰が深刻化しました。この状況により、特に生活が厳しい層からの不満が増大したのです。

さらに根源的な問題は経済的格差です。AfDの躍進が顕著なのは、主に旧東ドイツの地域です。旧東ドイツの

州では、再統一後も西ドイツとの経済的な格差が埋まらず、住民の平均所得が低い状態が続いています。この経済的な苦境に対する不満が、ドイツ政府の政策やエネルギー問題、さらには移民政策への反発として表れていると見られます¹⁾。

このように、AfDは、東部の州における経済的不満やエネルギー政策への反対意見を取り込み、急速に勢力を拡大しているのです。今後ドイツの政治情勢に大きな影響を与えることが予測されるため、引き続き注視が必要です。

「戦う民主主義」の原則があっても、AfDの党全体を禁止対象とすることはできず、また、このように一部の州で多大な支持を得ている政党を禁止することは現実的にも不可能です。民主主義の安定のためには、民主主義的な立場の側が、極右支持層大衆を説得するだけではなく、経済格差や貧困の問題を解決する方向を示すことができるかどうかにかかっているでありましょう。

3. イスラエル・パレスチナ問題 とドイツ・ドイツ政治のジレンマ

次に、本日の講演のもう一つを中心テーマである、ドイツ政治のイスラエル、パレスチナとの関わりにおける問題に移ります。

イスラエルは2023年10月以来、パレスチナ、ガザ地区に侵攻し、国際法違反とも言えるような人道を踏みこじる戦闘行為が続いています。そのイスラエルのガザ侵攻の背景はどのようなものでしょうか。

イスラエルの建国の背景には「シオニズム」と呼ばれる思想があります。シオニズムは、ヨーロッパで国民国家の原理、すなわち、一つの民族が一つの独立国家を持つべきであるという原理に基づく発想が広がった19世紀に、ヨーロッパのユダヤ人の一部によって唱えられ始めたもので、ユダヤ人の民族的な郷土もしくは国家を建設することを目指したものです。1948年のイスラエル建国は、このシオニズムの

目標の実現であったのです。

ここで重要なのは、イスラエル建国を主導した人々の多くは、古くからパレスチナに住んでいたわけではなく、ヨーロッパ出身者であったという点です。シオニズムが登場した19世紀から、ヨーロッパからパレスチナに移住するユダヤ人が徐々に増えていき、そして、第二次世界大戦前後に、ナチス・ドイツによるユダヤ人迫害があったために、多くのユダヤ人がパレスチナに移住しました。戦後は、ユダヤ人の間でシオニズムの支持が強まり、最終的に1948年にシオニズム勢力主導でユダヤ人の民族国家としてのイスラエル国家が建国されました。

このときから深刻なパレスチナ紛争が生じます。先住民であるパレスチナ人、彼らを含むアラブ人の多くは、ユダヤ人国家であるイスラエル建国に反対していたために、シオニストから見れば建国の妨げとなる存在でした。そのため、建国時にイスラエル側は武力をもって対応し、多くのパレスチナ人が弾圧され、一部は追放され難民となり

ました。この事件は「ナクバ」と呼ばれます。こうして、パレスチナ難民問題が生じました。その時点ではイスラエル領とならないパレスチナはアラブ側に残りましたが、その後、1967年の第三次中東戦争で、それらの地域もイスラエル占領下に入ることになりました。ガザ地区もこのときからイスラエルの支配下に置かれているのです。

国連はイスラエル建国前の決議でパレスチナ分割とイスラエル建国は認めています。パレスチナ全域の占領も、いわんや併合も認めていません。国際司法裁判所も、勧告の形でイスラエルの占領が国際法に違反するものであると表明しています（2024年7月19日）。しかし、それら占領地域ではイスラエル当局、イスラエル軍による厳しい監視と弾圧、ユダヤ人入植地の建設による追放などが続いています。そして、それに対するパレスチナ人の抵抗も絶えることがないのが現状です。こうした中で、パレスチナ側のハマスの対イスラエル武装闘争に対して、イスラエルが大規模な軍事侵攻でもっ

て応えているのが、現在のガザ侵攻です。ガザではイスラエルの軍事攻撃によって、児童、乳幼児を含む多数の市民が命を落としており、はなはだしい人道危機が起きています。このイスラエルの行為は、国際法違反の疑いがあり、現に国際刑事裁判所の検察官は、ハマス指導者のほか、イスラエルのネタニヤフ首相ら指導者に対する逮捕状を請求しています（2024年5月）。イスラエルの行為は国際法上も許されない人権蹂躪であると言っておりでしよう。国際社会がイスラエルの行動を止められない背景には、大国の支援があることが重要な要素ですが、そのうちでも大きいのが、アメリカに次いでドイツからの支援です。ドイツについて見ると、戦後西ドイツ、統一ドイツとイスラエルの関係は非常に強く、ドイツはイスラエルへの支持と支援を止めてはいません。ドイツの政策は、イスラエルの現在の軍事行動を可能にする要因の重要な一部をなしていると言えます。

政策理念のうえでもドイツ政府は、

イスラエル支援をきわめて重視しています。その現れが、ドイツ政府が使う「国家理性」という言葉です。2008年、当時のドイツ首相メルケル氏はイスラエル訪問中の演説において、イスラエルの安全保障のためにドイツは「歴史的責任」を負っており、この責任が「わが国の国家理性の一部」をなすと述べています。現政権のシュルツ首相もまた「イスラエルの安全はドイツの国家理性」と発言しています（2023年10月）。

「国家理性 (Staträsön)」という言葉は、日本語では「国是」と訳されることが多いですが、その意味するところは一般的には、一国の政治が何よりも自国の利益によって規定され、他のすべてのことがらは自国の利益に従属すべきであるとされるという考え方です。メルケル前首相やシュルツ首相が言う「国家理性」は、ドイツ国家の存続そのものに関わる不可欠なことというような意味合いで用いられています。つまり、ドイツにとってイスラエルの安全を守ることは、ドイツ国家の

存立にとって必要不可欠な課題であるという考え方が示されているのです。このように中道右派、中道左派を含めドイツ政治のメインストリームは、一貫してイスラエルを支援することを当然とし、さらにイスラエルの「安全」のためとして、同国への軍事支援もまた正当化されているのです。

メルケル首相の言葉にあるように、こうしたイスラエル支援政策は、ドイツの「歴史的責任」として倫理的に正当化されています。すなわち、ドイツ国家はユダヤ人を虐殺した歴史を持ち、そのためにドイツはユダヤ人の人権を真剣に守る責務があるという考え方がその根底にあります。ユダヤ人の人権を擁護すべきであるという点であれば、この論理は多くの人にとって納得できるものですが、イスラエルの存在を認めることと、さらにはイスラエルの安全保障のための軍事力をも支援することがドイツの責務だとするに至っては、若干の論理の飛躍があります。

ドイツ政府は、国際法の尊重と人権の保護を重視する一方で、イスラエル

の軍事行動を支持し、同国への軍事的支援を行うという立場を維持しています。これはドイツ政治の大きなジレンマです⁽⁴⁾。しかし、この二つの立場は相反する可能性が大きく、特に最近のイスラエルの行動に対しては国際的な批判が高まるなか、ドイツの政策がこの二つのことを両立できるのかが大きな問題となっています。実際にニカラグア政府は2024年3月1日、国際司法裁判所にドイツのイスラエル政策を止めさせるよう提訴しています。

そうしたなかでもドイツ政府の姿勢は基本的には変わっていません。たとえば最近、緑の党のベアボック外相は、イスラエルが病院などの民間施設を武力攻撃していることすら擁護し、「国家理性」に基づき、引き続きイスラエルの安全保障を支援する立場を表明しました⁽⁵⁾。中道右派の政治家だけではなく、より人権擁護と平和主義に熱心なはずの緑の党に所属する政治家も、このように国際法に反する非人道的行為を容認しようということは、驚くべきことです。

4. イスラエルに関連する基本的人権の制限

この論理は飛躍を続けてしまっており、イスラエルに対抗する行動、さらにはイスラエル国家を批判する思考もすべて、反ユダヤ主義、反セム主義、すなわちナチズムと同類の差別思想と見なされる傾向があります。実際、ドイツ政府の見解では、ユダヤ人に対する行為や言葉での攻撃だけが反セム主義を構成するのではなく、「ユダヤ人団体としてとらえられるイスラエル国家」への攻撃もまた、「反セム主義」とみなすことになっています⁽⁶⁾。そして、「戦う民主主義」の原則がここでも適用され、イスラエル批判やパレスチナの抵抗運動への支援はテロ行為ではないとしても犯罪として扱われる可能性があることとなります⁽⁷⁾。

特に注目すべきは、反BDS運動決議です。パレスチナに連帯し、イスラエルを批判する平和的な運動がさまざまなかたちで国際的に広がっています。その中の代表的なものはBDS運

動です。BDSとは、「ボイコット、投資撤回、制裁 (Boycott, Divestment, Sanction)」の略で、イスラエルに対してボイコットなどの抗議行動をする運動を指しています。ドイツのメインストリームはこの運動に対してきわめて強硬な姿勢を取り、2019年5月17日、ドイツ連邦議会はBDS運動に対して、「決然と立ち向かい、反セム主義と闘う」とする決議を出しています。これを受けて、ドイツ政府はこの運動を違法視し、監視対象とする方針を強めるほか、さまざまなイスラエル批判運動や言論を監視対象としています。ドイツ社会では、パレスチナ問題に向き合い、イスラエル国家を批判することや、イスラエルに対する平和的な抗議行動をすることにもリスクが伴い、また、一般的な言論活動が抑制されるような状況が訪れているのです。

たとえば、ベルリンではナクバの記念日である5月15日には毎年抗議デモが行われていますが、2021年以降、このデモはベルリン州では禁止されており、2024年はデモ自体の禁止は

行われなかったものの、デモ参加者への警察による暴力行使があったとされています。これは公権力による、表現、言論、集会の自由への侵害ですから、人権団体アムネスティ・インターナショナルはこのようなデモ規制に抗議しています。⁽⁸⁾

ドイツにおける反BDS決議や政府の方針は、学問や言論活動の自由にも影響を与え、また学校教育にも影響を与えています。

例えば、2020年、ルール地方で開催される予定であったトリエンナーレのために、南アフリカの大学に勤めるンベンベ教授が招かれた際に、その既発表の論考の中にイスラエルについて批判的に言及するものがあったことから、自由民主党の州議会議員がこれを問題として取り上げ、彼がBDS運動を支持しているとし、招聘しないようにする圧力をかける事例が発生しました。さらに、連邦政府の反セム主義対策委員がこのンベンベ教授についての見解を支持したことから、大きな論争が起きました。また、これをきっか

けの一つとして、植民地主義についてのドイツの認識や、ホロコーストの歴史の認識とこうした問題の関連を問う「歴史家論争2・0」と呼ばれる論争が起きました。⁽⁹⁾ンベンベ教授の学説や発言がすべて正しいかどうかと関わりなく、このような政府による思想の統制があることによって、学問の自由と言論の自由が損なわれ、歴史的な事実や異なる意見が排除される危険性があり、客観的な真実追求が妨げられるおそれがあります。

また、こうした傾向は教育現場にも影響を及ぼしつつあるようです。2024年2月21日、ベルリンのノイケルン区議会は、子どもたちから反セム主義的な情報の影響をとりのぞくためとして、ナクバは神話であるとするなど、イスラエル批判の論拠を否定する内容のパンフレットを学校で使用することを求める決議を採択しました。⁽¹⁰⁾こうした動きは、これほど露骨ではなくても教科書作成や授業内容にも大きな影響を与えている可能性があり、結果的に公権力が教育内容を統制してしまうお

それがあり、子どもにとっての学問の自由が侵されている可能性があります。さらに、ドイツ政府は国籍取得に際してイスラエルを認めていることを条件とする方針を打ち出しています。政府は外国人の国籍取得のための試験において新たに、「イスラエル国家の生存権」を承認していることを求める試験問題を設けたのです。⁽¹¹⁾ここでも、国籍取得のためには思想に踏み込んだ制限がなされることを意味しており、内心の自由への重大な制限となります。

こうした一連の政策は、基本的人権をさまざまな面で大幅に制限するものであり、ドイツの基本法が憲法的原理として掲げる基本的人権尊重の原則と明らかに矛盾しています。ドイツの連邦政府、州政府、政治家らは、もちろんこれらの措置は「戦う民主主義」原則に基づいていて合憲であると考えてはいるのですが。

ドイツ政治のイスラエルに関連することがらにおけるこうした問題の根底には、「ユダヤ人」という民族と「イスラエル国家」を完全に同一視すると

いう思考が存在します。これは19世紀以来、欧米で発展し、またシオニズムの基層を成しているのと同じ、国民国家の発想によるものです。イスラエルを言葉または行動で攻撃することがユダヤ人をユダヤ人として攻撃することと同義であるという発想が広がっているのです⁽¹²⁾。イスラエル国家がユダヤ人国家であることを標榜しているのは事実ですが、だからといって、イスラエルは世界のユダヤ人とイコールではないし、イスラエル国家批判がただちに反ユダヤ主義ではないのは当たり前のことです。この当たり前のことが認識できないような思考回路が公的に定着しているところに、そしてさらにこの思考に基づいて実際に基本的人権が大幅に制限されていることに、また、対イスラエル政策に歪みが出てくることに、ドイツ政治の大きな問題があります。

おわりに——ドイツ民主主義の二重の危機

このような状況において、ドイツの

民主主義は二重に危機に瀕していると感じざるをえません。一方では、右派の勢力が難民や移民を排除しようとする動きが強まり、これが民主主義を脅かしています。もう一方では、民主主義を守るべき中道左派の政権与党と中道右派、マスメディアなどのメインストリームが、イスラエル問題に関連しては、基本的人権を過剰に制約する政策を採用しています。

こうした問題はドイツだけの問題ではありません。民主主義の危機にどのように立ち向かうのか、基本的人権のありかたをどのように考えるのか、格差の拡大など社会のありかたや、ナショナリズムと国民国家のありかたなど、多くの世界共通の問題と課題が浮かび上がっています。今後もこれらの問題について深く考察し、解決に向けた道筋を探ることが重要です。

注

(1) たとえば以下を参照。寺西和男「(現場へー)ドイツ右翼の台頭：1「愛国」語る排外主義、勢い」、同上「(現場へー)ドイツ右翼の台頭：2 ナチス矮小化、歴史

家憂う」、同上「(現場へー)ドイツ右翼の台頭：3 旧東側で不満の受け皿に」(『朝日新聞』2024年10月28日、10月29日、10月30日)。また、旧東独地域での極右派支持の高まりの背景についての分析として、たとえばテューリンゲン州について、極右派への支持の広がりについて、同地域の労働者層がグローバル化の中で感じている没落への不安感などを要因として挙げている以下の研究機関による報告書がある。

Marion Reiser u.a., Thüringen-Monitor

2023: Politische Kultur und Arbeitswelt in Zeiten von Polyrkrise und Fachkräftemangel, Drucksache des Thüringer Landtages, Nr. 7/9852(2024) (https://thueringen.de/fileadmin/user_upload/Landesregierung/2024_04_17_TN2023_NN.pdf)、特に S. 100 ff.

(2) なお、本講演後の2024年11月21日、同裁判所は請求に沿って逮捕状を出している。

(3) たとえば、侵攻以前の状況について、武井彩佳「ドイツとイスラエルの和解とパレスチナ問題」(SYNODOS, 2013 <https://synodos.jp/opinion/international/5768/>) を参照²⁰。

(4) 熊谷徹「ドイツを悩ませるイスラエル・ガザ戦争のジレンマ(前編)(熊谷徹のヨーロッパSDGレポート【14】)」、同上「ドイツを悩ませるイスラエル・ガザ戦争のジレンマ(後編)(熊谷徹のヨーロッパSDGレポート【15】)」(朝日新聞 SDGs Action) (<https://www.asahi.com/sdgs/article/15171007>);

<https://www.asahi.com/sdgs/article/15171008#h6st194pwbl5dqtour47pyrmlj78nlb>。また、ドイツ政治のイスラエルに対する態度について、Leandros Fischerの考察、“Germany’s Anti-Palestinian Stance Is Rooted in Anti-Communism” in *Jacobin* (April 16, 2024) (<https://jacobin.com/author/leandros-fischer>)。おまむ同氏のインタヴュー記事「ロシア・フランス・ドイツ」(聞き手・念佛明奈)「ドイツはなぜイスラエル支持を続けるのか?」(聞き手・念佛明奈)「毎日新聞」(2024年1月23日)を参照。

(5) 2024年10月10日、ドイツ連邦議会における演説 (<https://www.bundesregierung.de/resource/blob/975954/2314610/adb/b48aa67f1952d0a4fbaadc101f53b/94-2-bmaa-ueberfall-auf-israel-bf-data.pdf?download=1>)。

(6) ドイツ内務省「反ユダヤ主義対策委員の見解」(<https://www.antisemitismusbeauftragter.de/Webs/BAS/DE/bekaempfung-antisemitismus/ihra-definition/ihra-definition-node.html#:~:text=%22Antisemitismus%20ist%20eine%20bestimmte%20Wahrnehmung,jüdische%20Gemeindegemeinschaften%20oder%20religiöse%20Einrichtungen.%22%20>)。

(7) これらと以下に示す状況と歴史の経緯について、本田宏「イスラエル批判を抑圧する言説機会構造―防衛的民主国家」ドイツにおける制度化の過程」(『北海道大学法学研究』第60巻第2号、2024年)をも参照。

(8) <https://www.amnesty.org/en/documen>

<ents/eur23/7180/2023/en/>

(9) 本間「前掲論文における言及のほか、橋本伸也「歴史家論争2・0」とドイツの転落」(『世界』2024年6月号)、浅田進史(インタヴュー、聞き手・平賀拓史)「つながるガザとホロコーストの記憶―ドイツの歴史家論争2・0とは」(『朝日新聞』2024年8月11日)、Michael Rothberg, “Comparing Comparisons: From the “Historikerstreit” to the Mbembe Affair” in *geschichte der gegenwart* (<https://geschichtedergegenwart.ch/comparing-comparisons-from-the-historikerstreit-to-the-mbembe-affair/>)を参照。

(10) ノイケルン区議会議決議録より (*Drucksache-1005/XXI*) (<https://www.berlin.de/ba-neukoelln/politik-und-verwaltung/bezirksvorordnetenversammlung/online/to020.a.html>)。

(11) 連邦内務省発表「2024年6月25日」(<https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/pressemitteilungen/DE/2024/06/stag-inkraft.t.html>)。

(12) 早尾貴紀『ユダヤとイスラエルのあいだ―民族／国民のアポリア』(青土社、2008年)を参照。

(2024年10月30日・公開講演会)

筆者略歴(やまね・てつや)

神奈川県出身。1965年生まれ。

東京大学文学部を経て東京大学大学院総合文化研究科博士課程を修了、学位は博士(学術)。1999年より横浜市立大学に専任教員として勤務。専攻はドイツ近現代史研究。

著作に『パンと民衆―19世紀プロイセンにおけるモラル・エコノミー』(山川出版社)など。翻訳(共訳)にヴァンゼー会議記念館編著『資料を見て考えるホロコーストの歴史―ヴァンゼー会議とナチス・ドイツのユダヤ人絶滅政策』(横浜市立大学叢書8、春風社)など。